

県内果樹生産者の皆様へ

# 優良品種への改植・新植を応援します

～「果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業」のご案内～

【令和2～6年度】

## 4期対策の3年目です

◆申込みには期限がありますので、早めのご相談をお願いします◆

お問合せ先

- J A 又は市町村（果樹産地協議会）
- 秋田県内の地域振興局 農業振興普及課
- 秋田県農林水産部 園芸振興課 【 TEL 018-860-1804 】
- 公益社団法人 秋田県青果物基金協会 【 TEL 018-864-2446 】

**果樹経営支援対策事業**は、優良品種・品目への改植や園地整備などの費用を助成するもので、果樹の支援対象者（個人）が実施可能な事業です。

また、果樹の改植を実施した場合の未収益期間（4年間）に対する助成対策（果樹未収益期間支援事業）も実施されています。

令和6年度までの期間限定での実施となりますので、積極的な活用をお願いします。

## 1 事業のメニューは？

事業の内容		補助額・補助率	
<b>1 優良品目・品種への転換…概ね 2a 以上</b>			
<b>(1) 改植・新植</b> （慣行栽培・省力樹形栽培）		改植単価	新植単価
① りんご・もも・なし等慣行栽培への改植・新植		17万円/10a	15万円/10a
② りんごわい化栽培への改植・新植		33万円/10a	32万円/10a
③ なし・かき・すももジョイント栽培への改植・新植			
④ 朝日ロンバス方式栽培（りんご）への改植・新植			
⑤ 高密度・低樹高栽培（新わい化）への改植・新植		53万円/10a	52万円/10a
⑥ 超高密度栽培（トルスピントル）への改植・新植		73万円/10a	72万円/10a
⑦ 根域制御栽培（ぶどう・なし・もも等）改植・新植		100万円/10a	99万円/10a
⑧ 主要落葉果樹以外の果樹への改植・新植		補助率 … 1/2 以内	
<b>(2) 高接ぎ（全ての果樹）</b>		補助率 … 1/2 以内	
<b>2 小規模園地整備（全ての果樹）…概ね 10a 以上</b>			
① 園内道（舗装が必要）	③ 土壌土層改良	補助率 … 1/2 以内	
② 傾斜の緩和	④ 排水路の整備		
<b>3 放任園地発生防止対策</b>			
① 主要落葉果樹		定額（8万円/10a）	
② その他の果樹		補助率 … 1/2 以内	
<b>4 用水・かん水施設の設置…概ね 10a 以上</b>			
		補助率 … 1/2 以内	
<b>5 特認事業</b>			
① 特認植栽（同一人以外の移動改植）…概ね 2a 以上		補助率 … 1/2 以内	
② 防霜ファン…概ね 10a 以上		同上	
③ 防風網（暴風に耐えられる強度のもの）…概ね 10a 以上		同上	
※ 主要落葉果樹：・かんきつ類の果樹・りんご・ぶどう・なし・もも・おうとう・びわ ・かき・くり・うめ・すもも・キウイフルーツ・いちじく (上記の13果樹のうち、各果樹産地協議会の産地構造改革計画に位置付けられた果樹が対象)			

## 2 事業ができる人は？（産地計画に位置付けられた担い手が対象）

➔ 果樹産地協議会（生産者代表・JA・市町村・地域振興局などで構成）が作成した**果樹産地構造改革計画**に基づいた「担い手」が対象となります。

➔ 担い手は、各果樹産地協議会で異なりますが、主に

- ① 認定農業者
- ② 農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家
- ③ その他、果樹産地協議会が担い手と位置付けた農業者

などとなっていますので、果樹産地協議会（JAまたは市町村が事務局）にお問い合わせください。

### 3 事業にはどんな特徴がありますか？

- ➔ 集団の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
  - ➔ 自力施工ができ、工事費の軽減ができます。(一部を除く)
  - ➔ 改・新植では、伐採～苗木植え付けまでを2カ年で実施することができます。
  - ➔ 放任園でも、改植事業の対象となる場合があります。
  - ➔ 同一人の移動改植及び同一人以外の特認植栽も対象となります。
    - ① 山手の園地を伐採し平場の圃場に植え付けする場合など。(同一人の移動改植)
    - ② Aさんが廃園し、Bさんが新しい圃場に植え付けする場合には、産地計画に基づいた調整が必要(同一人以外での移動改植)
- ※ ②の場合、Aさんには定額8万円/10a、Bさんは補助率1/2(わい化改植でも)となります。

### 4 支援を受けるためには、主にどんな要件がありますか？

- ➔ 事業の実施が可能な地域は、農業振興地域の**農用地区域**及び生産緑地法第3条に基づく**生産緑地地区**となります。(農用地区域外の場合は、農用地区域への編入が必要となります。)
- ➔ 対象面積は、**2畧(200㎡)以上**です。(一部10畧以上のメニューあり)
- ➔ 改植及び新植等を実施する場合において、10畧当たりの**植栽下限本数**をクリアする必要があります。(例：りんごわい化栽培……**62本/10畧以上**)

### 5 事業対象とならないのは、主にどのようなケースですか？

- ➔ 産地計画で決められた品目・品種以外を改・新植・高接ぎする場合。
- ➔ 同一品種を改・新植・高接ぎした場合。(わい化・ジョイント栽培等は、助成対象)
- ➔ 改植以外の資材及び機材等の購入及び単純更新は事業の対象とはなりません。

### 6 マルバ台からわい性台へ改植する場合の計算例は？

[例：10アールに苗木74本を植え付けする場合] (樹間3m・列間4.5m)

#### ■ 経費

・苗木74本購入…………… (@2,000円×74本)	148,000円
・1本支柱購入(木) … (@1,800円×74本)	133,000円
・土壌改良剤費(堆肥・苦土石灰・ヨウリン等)	30,000円
・バックホー借り上げ料	20,000円
・雇用労賃…………… (@6,500×2人×2日)	26,000円
①……合計	357,000円

#### ■ 国からの補助金

・りんごからりんご(わい化) …定額	②……合計	330,000円
--------------------	-------	----------

■ 農業者の自己負担…………… (①-②)	③……合計	27,000円
-----------------------	-------	---------

**果樹未収益期間支援事業**は、果樹経営支援対策事業において優良品種・品目への改植・新植（以下「改植等」という。）を実施した支援対象者個人が対象です。

改植等における未収益期間（実がなり出荷出来るまでの育成期間：4年間）に対し10ア当たり220,000円（55,000円/10ア×4年間）を助成するもので、改植等終了後、一括して助成を受けることができる事業です。

## 1 事業の採択要件はありますか？

- ➔ 事業対象面積は、果樹経営支援対策事業において改植等を実施した支援対象者であって、**2ア（200㎡）以上**の改植園地が対象です。
- ➔ 2アに満たない改植等園地は、対象にはなりません。

## 2 助成の額はどのくらいになるのですか？

- ➔ 助成の額は、下記のとおりとなります。

[例：Aさんが2カ所の園地を改植等した場合の助成額]

改植面積	助成単価	助成額
■ ①の園地の改植等面積： 700㎡	<b>220円/㎡</b>	<b>220,000円</b>
■ ②の園地の改植等面積： 300㎡		
■ 合計の改植等面積： <b>1,000㎡</b>		

## 3 助成金の交付の時期はいつごろですか？

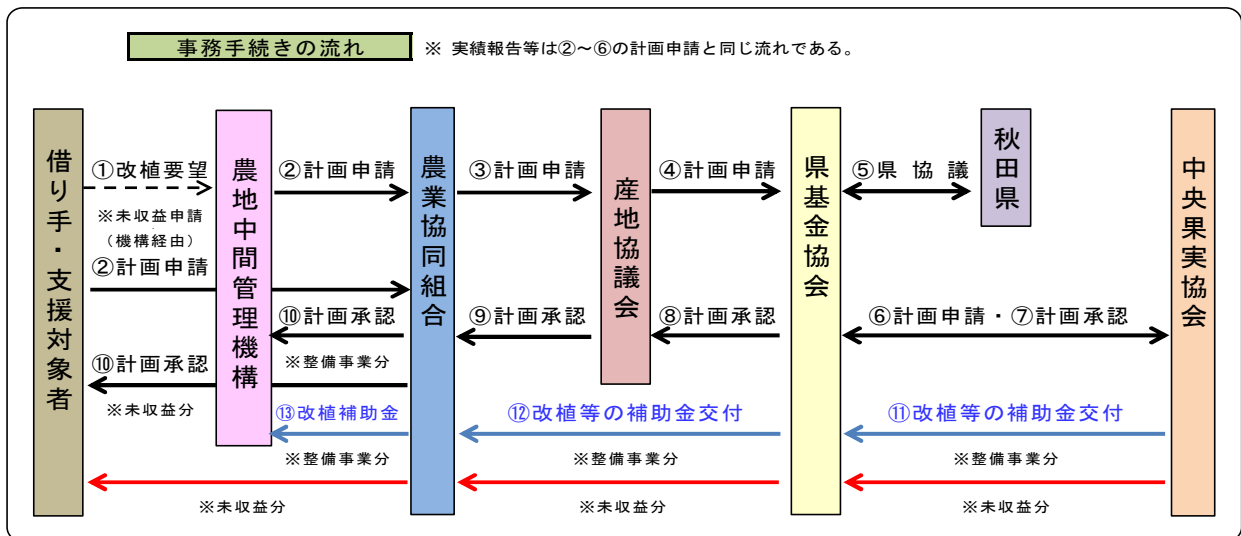
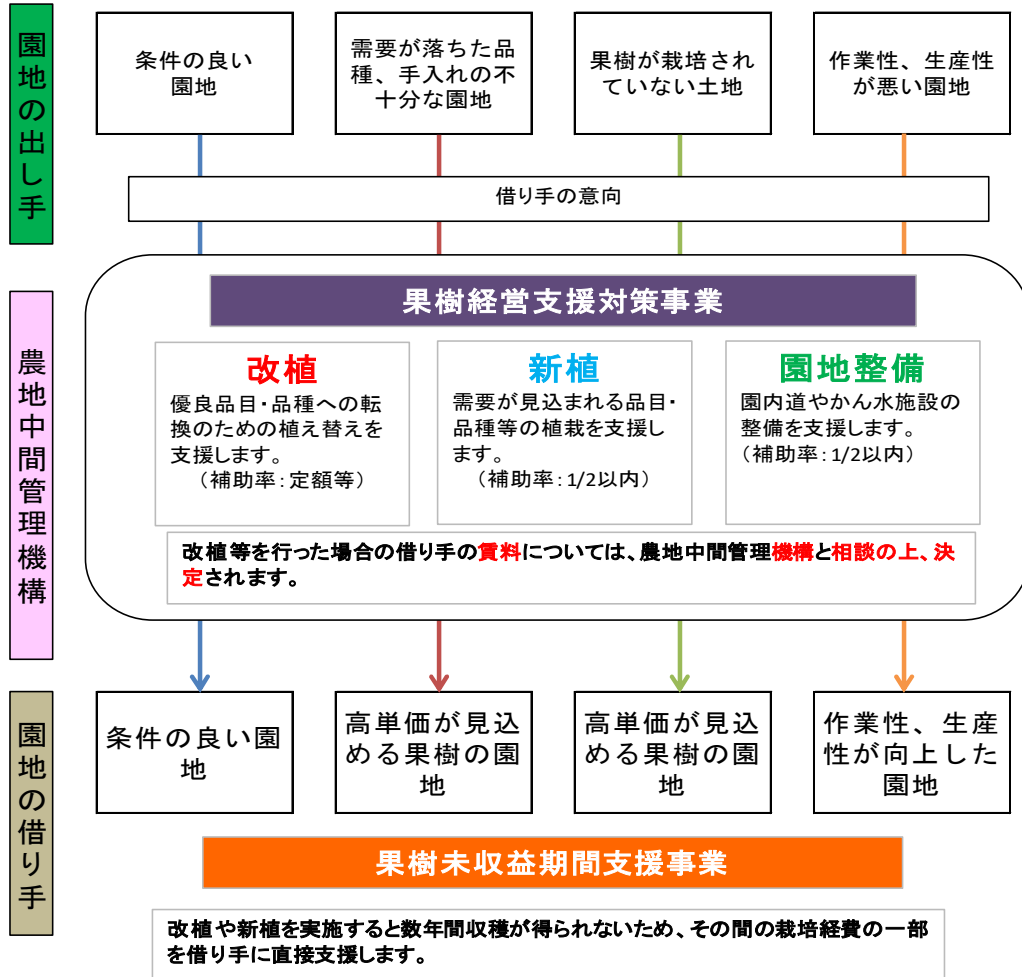
- ➔ 基本的には、改植等が終了した年度の8月末頃又は3月末となり、改植の事業費と併せ交付を受けることができます。
- ➔ 改植等の完了時期が本年4月以降で実績報告等の手続きが6月中に完了した場合には、本年8月末頃（予定）に一括交付されることとなります。  
（例：改植の助成金330,000円と未収益の助成金220,000円併せて550,000円が一括交付）

**当該年度の実施計画の取りまとめ**は、下記のとおり年2回となっておりますので、最寄りのJA又は市町村（産地協議会事務局）等へお早めに申込み下さい。（※ 国庫予算等の関係により変更となる場合があります。）

- ➔ 第1次実施計画……**令和〇〇年 4月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）
- ➔ 第2次実施計画……**令和〇〇年 9月中旬**（果樹産地協議会→青果物基金）

**農地中間管理機構**を活用した果樹経営支援対策事業等の実施が可能となっております。園地の改植等は農地中間管理機構が実施し、借り手の支援対象者は未収益期間の支援を受けることが可能となります。

### 農地中間管理機構を活用した改植事業



## 令和4年度 果樹経営支援対策事業（果樹未収益期間）

### 【果樹経営支援対策事業（整備事業）】

対象事業メニュー		栽培方法・対象果樹等				植栽密度 下限本数 (本/10a)	実施面積	補助 区分			
①	優良品目・品種への転換	改植	慣行樹形栽培等	対象果実	下限本数	対象果実	下限本数	2㊦以上 (200㎡)	定額		
				りんご	18本以上	びわ	28本以上				
				ぶどう	12本以上	くり	21本以上				
				日本なし	40本以上	うめ	12本以上				
				西洋なし	15本以上	すもも	13本以上				
				もも	18本以上	いちじく	10本以上				
				おうとう	15本以上	キウイフルーツ	51本以上				
				かき	30本以上						
		②		わい化栽培		りんご	62本以上				
		③		垣根栽培		ぶどう(加工用)	125本以上				
		④		上記以外の果樹への改植・新植		—					定率
⑤	新植 (単独メニュー)	省力樹形栽培	超高密植栽培 (トールスピンドル)		りんご	概ね250本以上	上限面積 5㊦以下 (50,000㎡)	定額			
⑥			高密植・低樹高栽培 (新わい化)		りんご	概ね165本以上					
⑦			根域制限栽培		ぶどう・なし・もも等	概ね170本以上					
⑧			ジョイント栽培		なし・もも・すもも かき 等	概ね169 概ね190本以上					
⑨			朝日ロンバス方式		りんご	概ね33本以上					
⑩			V字ジョイント栽培		なし・もも・おうとう	概ね125本以上					
					りんご	概ね166本以上					
⑪		高接	全ての果樹			—		定率			
⑫	小規模園地整備	園内道の整備		全ての果樹	イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。	10㊦以上 (1,000㎡)	定率				
⑬		傾斜の緩和									
⑭		排水路の整備									
⑮		土壌土層改良									
⑯	放任園地発生防止対策		主要落葉果樹			2㊦以上 (200㎡)	定額				
⑰			その他の果樹				定率				
⑱	用水・かん水施設の整備		全ての果樹		イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。	10㊦以上 (1,000㎡)	定率				
⑲	特認事業	防霜ファン		産地計画に定める果樹	業務方法書第20条第8号のア、イ、ウの要件を満たしていること。	10㊦以上 (1,000㎡)	定率				
⑳		防風ネット									

### 【果樹未収益期間支援事業】

対象事業メニュー		対象果樹等	実施面積	補助 区分
優良品目・品種への転換	改植	①～⑩の対象果樹	2㊦以上 (200㎡)	定額
新植				

# 支援事業)に係る対象事業メニュー等 (未定稿)

(令和5年1月17日 現在)

対象事業メニュー		改植補助単価	新植補助単価	対象となる経費		
① 優良品目・品種への転換	改植	17万円/10 <sup>㎡</sup> - (170円/㎡)	15万円/10 <sup>㎡</sup> - (150円/㎡)	<b>【改植】</b> ① 伐採・伐根費、 ② 深耕・整地費、 ③ 土壌改良用資材費、 ④ 苗木代、 ⑤ 植栽費、 ⑥ 支柱費等  <b>【新植】</b> ① 深耕・整地費、 ② 土壌改良用資材費、 ③ 苗木代、 ④ 植栽費、 ⑤ 支柱費等  注1) 令和2年度よりトレリスが補助対象となりました。 (令和2年11月Q&A 問1-85参照) 注2) りんごの適正生産量・出荷量配分要件は廃止となりました。		
		33万円/10 <sup>㎡</sup> - (330円/㎡)	32万円/10 <sup>㎡</sup> - (320円/㎡)			
		1/2以内				
		73万円/10 <sup>㎡</sup> - (730円/㎡)	71万円/10 <sup>㎡</sup> - (710円/㎡)			
		53万円/10 <sup>㎡</sup> - (530円/㎡)	52万円/10 <sup>㎡</sup> - (520円/㎡)			
		100万円/10 <sup>㎡</sup> - (1,000円/㎡)	99万円/10 <sup>㎡</sup> - (990円/㎡)			
		33万円/10 <sup>㎡</sup> - (330円/㎡)	32万円/10 <sup>㎡</sup> - (32円/㎡)			
		73万円/10 <sup>㎡</sup> - (730円/㎡)	71万円/10 <sup>㎡</sup> - (710円/㎡)			
		⑩	新植 (単独メニュー)			
		⑪	高接		1/2以内	
⑫	小規模園地整備	園内道の整備	1/2以内	資材費、掘削費、労働費等		
⑬		傾斜の緩和		※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外	重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等	
⑭		排水路の整備		排水設備費(明きよ、暗きよ、貯水槽、排水施設等)		
⑮		土壌土層改良		重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等		
⑯	放任園地発生防止対策	8万円/10 <sup>㎡</sup> -		伐採・伐根費、整地費、植林費等 ※ 放任園地発生防止対策を実施する場合は、考え方を産地計画で定めていることが必要である。 (産地計画で対象園地の要件設定が必要です。)		
⑰		1/2以内				
⑱	用水・かん水施設の整備	1/2以内	※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外	揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等		
⑲	特認事業	防霜ファン	1/2以内	防霜ファン、防風ネット・支柱等の資材費、設置費等(受電施設は除く)		
⑳		防風ネット				

対象事業メニュー		補助単価補助率	対象となる経費
優良品目・品種への転換	改植	22万円/10 <sup>㎡</sup> - (220円/㎡)	事業完了翌年度から改植等の園地が成園となるまでの育成経費 5.5万円/10 <sup>㎡</sup> × 4年間
新植			

# 令和5年度果樹先導的取組支援事業（R4年度補正事業）

（令和5年1月17日現在）

No.	項目	要件等							
	支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「果樹産地構造改革計画」において担い手と定められた者等</li> <li>成果目標………事業実施から4年後までに以下のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 改植及び新植後の農業者の面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること</li> <li>イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること</li> <li>ウ 防災設備の導入により、対象となる災害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること</li> </ul> </li> </ul>							
1	改植	<table border="1"> <tr> <td>伐採・伐根費（改植）</td> <td rowspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね2a（200㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④同一品種への改植…不可</li> <li>⑤植栽密度の下限本数…無し</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>深耕・整地費</td> </tr> <tr> <td>苗木代</td> </tr> <tr> <td>植栽費</td> </tr> <tr> <td>土壌改良資材</td> </tr> <tr> <td>支柱資材</td> </tr> </table>	伐採・伐根費（改植）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね2a（200㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④同一品種への改植…不可</li> <li>⑤植栽密度の下限本数…無し</li> </ul>	深耕・整地費	苗木代	植栽費	土壌改良資材	支柱資材
伐採・伐根費（改植）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね2a（200㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④同一品種への改植…不可</li> <li>⑤植栽密度の下限本数…無し</li> </ul>								
深耕・整地費									
苗木代									
植栽費									
土壌改良資材									
支柱資材									
2	果樹棚等設置	<p>改植・新植と一体的に行う果樹棚設置の資材等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①改植・新植に伴う新設の資材費及び施工費</li> <li>②既存施設の解体・廃棄は対象外</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④資材経費及び施工費が適正な価格かどうかなど、協議会内で十分にチェック（振興局等と十分に連携を取ること）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>							
3	簡易雨よけ施設	<p>改植・新植と一体的に行う簡易雨よけ施設の設置の資材等</p> <p>（病害の低減に資する簡易な雨よけ施設として産地計画に位置付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①簡易雨よけ設備の設置の資材費（被覆資材含む（側面は対象外））及び施工費</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④補助上限額160万円/10a（事業費400万円/10a（税込）以内）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>							
4	用水・かん水施設	<p>改植・新植と一体的に行う用水・かん水施設の設置の資材等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④果樹共済又は収入保険に加入（次年度加入確約書可）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>							
5	小規模園地整備	<table border="1"> <tr> <td>園内道整備</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④果樹共済又は収入保険に加入（次年度加入確約書可）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p> </td> </tr> <tr> <td>傾斜の緩和</td> </tr> <tr> <td>土壌土層改良</td> </tr> <tr> <td>排水路の整備 ・明渠・暗渠施行等</td> </tr> </table>	園内道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④果樹共済又は収入保険に加入（次年度加入確約書可）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>	傾斜の緩和	土壌土層改良	排水路の整備 ・明渠・暗渠施行等		
園内道整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④果樹共済又は収入保険に加入（次年度加入確約書可）</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>								
傾斜の緩和									
土壌土層改良									
排水路の整備 ・明渠・暗渠施行等									
6	防霜防風施設	<p>防風ネットの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農振農用地</li> <li>②概ね10a（1,000㎡）以上</li> <li>③補助率1/2以内</li> <li>④国の他の補助事業等を検討し、困難であることを確認</li> <li>⑤果樹共済又は収入保険に加入（次年度加入確約書可）</li> <li>⑥試験研究機関等の適切な指導の下、気象、土地条件等の事前調査並びに、これに基づく設備の設計及び施工を行う</li> <li>⑦参考様式19・20号を作成する。</li> </ul> <p>※ 資材、機材、機械等の単純更新は事業対象外である。</p>							
7	未収益期間の支援（定額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①R5年度より果樹先導的取組支援事業に組み入れ</li> <li>②改植・新植を実施した場合に対象</li> <li>③補助率は定額（22万円/10a）…年間5.5万円/10a×4年間分</li> </ul>							
8	農業機械等	事業対象外							
9	ハウス等施設・シート等資材								



(参考資料 1)

果樹経営支援対策事業等における**実施計画**及び**実績報告**に係る提出書類等

No.	提出書類内容	提出先	様式番号等	計画	実績
1	果樹経営支援対策事業計画(実績)及び果樹未収益期間支援事業対象者(確定報告)	協→青	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	果樹経営支援対策整備事業実施計画及び果樹未収益期間支援事業対象者の承認申請	J→協→青	参考様式 05 号	<input checked="" type="checkbox"/>	—
3	果樹経営支援対策事業実績及び果樹未収益期間支援事業対象者確定報告兼補助金支払請求書	J→協→青	参考様式 13 号	—	<input checked="" type="checkbox"/>
4	産地総括表(果樹経営支援対策事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者(確定報告))表紙・本体・翌年度継続理由	—	参考様式 03 号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5	果樹産地構造改革計画及び計画承認通知文書	—	産地計画等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
6	果樹経営支援対策事業に係る事前(事後)確認の依頼⑤	J→協	参考様式 07 号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	果樹経営支援対策事業に係る事前(事後)確認報告書⑤	協→J	参考様式 08-1 号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
8	都道府県総括表(果樹経営支援対策事業(整備事業)及び果樹未収益期間支援事業):協議会別	—	別記様式 01 号の別紙 1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
9	都道府県総括表(果樹経営支援対策事業(整備事業)及び果樹未収益期間支援事業):品目別	—	別記様式 01 号の別紙 3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
10	都道府県総括表(果樹経営支援対策事業のうち小規模園地整備事業、本会特認事業の内訳):品目別	— 実施の場合	別記様式 01 号の別紙 5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
11	都道府県総括表(果樹経営支援対策事業のうち補植改植集計表):協議会別、品目別	— 実施の場合	別記様式 01 号の別紙 6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
12	都道府県総括表(産地構造改革優先項目記入表)	—	別記様式 01 号の別紙 7	<input checked="" type="checkbox"/>	—
13	果樹経営支援対策事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)⑤	担→J→協→青	参考様式 01 号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
14	改植・新植園地の現況図(伐採図):実測図	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
15	改植・新植園地の面積算定計算表:ヘロンの公式で算出	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
16	改植・新植園地の植栽予定図(植栽完了図)	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
17	改植・新植園地の事業実施前(実施後)の写真(4枚)	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
18	改植・新植園地の所在を示す地図:園地を囲む(上空写真地図・平面地図等)	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
19	改植・新植実施に伴う事業費(見積書)の積算根拠表(一覧表):三社見積	定率補助	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—
20	改植・新植実施に伴う事業費の見積書:三社見積⑤	定率補助	—	<input checked="" type="checkbox"/>	—
21	改植・新植実施に伴う事業費の積算根拠表(一覧表)	—	任意様式	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
22	改植・新植実施に伴う事業費の請求書及び領収書⑤	—	任意様式	—	<input checked="" type="checkbox"/>
23	品種を証明する証明書(納品書又は請求書等):品種名・本数表記	—	任意様式	—	<input checked="" type="checkbox"/>
24	改植・新植実施報告書(作業日誌)	—	任意様式	—	<input checked="" type="checkbox"/>
25	果樹経営支援対策整備事業産地協議会記載表	—	参考様式 02-1 号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※1 担い手→担・JA→J・協議会→協・青果物基金→青で示している。

※2 1~12・25 はJA又は協議会で作成、13~24 は担い手の個人別に仕分けて整理する。(提出も上記の順)

(参考資料 2)

## 県内果樹産地協議会における構成市町村並びに J A

No.	協議会名 (10)	関係市町村 (13)	関係 J A (9)
1	鹿角地域果樹産地協議会	鹿角市 (事務局)	かづの
		小坂町	
2	J A あきた北果樹産地協議会	大館市	あきた北 (事務局)
3	三種町果樹産地協議会	三種町 (事務局)	秋田やまもと
4	J A あきた湖東果樹産地構造改革計画協議会	潟上市	あきた湖東 (事務局)
5	J A 秋田なまはげ果樹産地構造改革計画協議会 旧 J A 秋田みなみ果樹産地構造改革計画協議会		男鹿市
6	秋田市果樹産地協議会	秋田市 (事務局)	(旧 J A 新あきた)
7	由利地域果樹産地協議会	由利本荘市 (事務局)	秋田しんせい
8	秋田おばこ農業協同組合果樹産地協議会 旧大仙市果樹産地協議会 旧美郷町果樹産地協議会	大仙市	秋田おばこ (事務局)
		仙北市	
		美郷町	
9	横手市果樹産地協議会	横手市 (事務局)	秋田ふるさと
10	湯沢市果樹産地協議会 旧湯沢雄勝地域果樹産地協議会	湯沢市 (事務局)	こまち

※ 網掛けは、事務局担当団体である。

※ 令和3年4月より旧湯沢雄勝地域果樹産地協議会が湯沢市果樹産地協議会へ改組し「羽後町・東成瀬村・J A うご」が地域外となった。

※ 令和4年3月31日付で J A 秋田みなみ果樹産地構造改革計画協議会が J A 秋田なまはげ果樹産地構造改革計画協議会に名称変更となった。

# 果樹経営支援対策事業 実施の支援対象者の皆様へ

## 果樹未収益期間支援事業

平成19年度より実施された「果樹経営支援対策事業」及び平成22年度より追加された「果樹未収益期間支援事業」につきましては、日頃より、特段のご活用をいただき誠にありがとうございます。

さて、当該両事業は国庫補助事業であることに鑑み、**事業完了後の翌年度から8年間**もの長い期間、「**事業完了時の態様を維持する必要がある。**」事業となっており、事業完了後から4年間に1回及び8年後に1回の現地確認が義務付けられている事業となっています。

近年、当該事業を実施した支援対象者が「不慮の病気、事故」等により改植等を実施した園地の管理ができず、果樹経営を廃業する等の事例が散見され、**当該事業の事業期間（事業完了後の翌年度から8年間の間）に自己判断で「伐採等を実施。」**した場合は、受領した**国庫補助金全額の返還が必要**となります。（減額措置はありません。）

当該事業を活用して改植等の事業を実施した園地において不都合等が生じた場合にあっては、管轄のJA及び果樹産地協議会へ必ず連絡をお願い致します。

**（自己判断での伐採及び廃業等は絶対行わないようご注意ください。）**

